

次期山形県男女共同参画計画 (素案)

(計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 10 月 30 日現在

山 形 県

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、男女が性別にかかわりなく個人として尊重され、共に助け合い、喜びと責任を分かち合い、地域の未来を創り出していく社会を目指して、平成14年に制定した「山形県男女共同参画推進条例」に基づき、「山形県男女共同参画計画」を策定し、県民、事業者及び行政が連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成18年3月には、男女が互いの人権を尊重し、暴力のない社会を目指して「山形県DV被害者支援基本計画」を策定し、DVの予防啓発や被害者の相談、保護、自立の支援などに取り組んできました。さらに、令和6年3月には、「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定し、幅広く女性からの相談を受け止め、寄り添いつながら続ける支援を実施してきました。

本計画は、これまでの取組みの成果と課題、社会情勢の変化及び令和6年度に実施した「男女共同参画等に関する県民意識調査・企業実態調査」の結果等を踏まえるとともに、本県の男女共同参画社会の実現に向けて、関係機関が連携し関連する施策を一体的に推進する観点から、これらの計画を統合して策定するものです。

2 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「山形県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく都道府県男女共同参画計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第1項に基づく都道府県推進計画
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項に基づく都道府県基本計画
- (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- (5) 「第4次山形県総合発展計画」の男女共同参画分野における個別計画

※ これまで個別に策定していた(3)及び(4)を本計画に位置づけ

計画の基本的な考え方

1 計画の目標

本計画は、「山形県男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念に基づき、誰もが性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、その個性や能力を十分に発揮することにより、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現と自分らしく輝くことができる社会を目指します。

また、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保し、社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある山形県を維持していくため、本県を取り巻く現状や課題を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

計画の推進にあたっては、3つの「基本の柱」を掲げ、10の「施策の方向」を定めるとともに、10の重点施策を設け、「多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県」を目指します。

« 目指す姿 »
多様な生き方や働き方で誰もが自分らしく輝ける山形県

« 基本の柱 »

- I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化
- II あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり
- III 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

2 計画の基本理念

「山形県男女共同参画推進条例」第3条に掲げる5つの基本理念のもと、総合的かつ計画的な推進を図ります。

- ① 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）
- ② 社会の制度や慣行の見直し（条例第3条第2項）
- ③ 政策や方針の立案や決定への共同参画（条例第3条第3項）
- ④ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（条例第3条第4項）
- ⑤ 生涯にわたる健康の確保（条例第3条第5項）

計画の体系と施策の方向

基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

- 将来にわたって活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、誰もが性別にかかわりなく個人として尊重され、長い人生の中で主体的に多様な選択ができる、平等に能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。また、男女共同参画社会に向けた取組みを推進することは、多様な生き方や働き方を可能にし、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現にもつながります。
- 男女共同参画社会づくりが大きく進展していない要因として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が地域に根強く残っていることが指摘されています。そのため、男女平等の理念を尊重する教育・学習を推進するとともに、家庭・地域・職場・学校等における一層の意識改革と理解促進を図っていく必要があります。あわせて、アンコンシャス・バイアスが近年増加している若年女性の県外流出の一因となっているとも考えられることから、「若者や女性にも選ばれる地方」の実現に向け、その解消を図るとともに、女性や若者のニーズや意見を継続して把握し、施策に反映していきます。
- さらに、本県は育児をしながら働く女性や共働き世帯の割合が高い一方で、依然として家事や子育ては女性に偏っている傾向があります。若い世代が希望する共働き・共育への実現に向け、社会全体で機運を醸成していくことが重要です。
- 誰もがライフステージに応じて希望する暮らし方・働き方を選択でき、自分らしく生きられる包摂性・寛容性の高い地域づくりを進め、男女共同参画社会の実現の基盤となる県民の意識改革を一層促進します。

施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上

（1）固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの強化

- 家庭・職場・地域において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、メディア等を活用した広報・啓発活動により、幅広い年齢層の男女双方に意識改革と理解の促進を図ります。

- 各種情報の発信時に、固定的な性別役割分担意識や偏見の助長につながることのないよう、男女共同参画の視点を踏まえた表現を促すとともに、性暴力表現等の人権を侵害するような情報への対策を行います。
- 家庭・職場・学校等、あらゆる場面での男女共同参画に関する悩みや問題の解決に向けた支援を実施します。
- 県民がSNS等を含むメディア情報を主体的に収集・判断し、適切に発信できるよう県民のメディア・リテラシー（※）の向上を図ります。
※ メディア・リテラシー：メディア内容を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力のこと。

（2）女性や若者の意見を広く聞く機会の創出

- 「若者や女性にも選ばれる地方」の実現に向け、当事者である若者や女性の意見を広く聞く機会を創出し、施策に反映することにより「住み続けたい」、「戻りたい」と思える地域づくりを推進します。

（3）多様な生き方や暮らし方の実現に向けた取組みの推進

- 誰もが自らの個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるよう、ライフデザインや進路選択に資するロールモデルの紹介や県内で暮らし働くための情報発信等により、若年層や女性の県内定着・回帰を促進します。

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

（1）若い世代が互いを尊重し合い、主体的に生きていくための能力を身につける教育・学習の推進

- 男女共同参画の視点に立って考え、行動できるよう、自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を尊重する教育・学習を一層推進します。
- 社会人・職業人として男女が共に自立していくことの重要性を伝えるとともに、人生のあらゆる段階で主体的に多様な選択ができるよう、学童期からのキャリア教育・職業教育を推進します。

（2）あらゆる機会を活用した男女共同参画の理解を促す研修等の充実

- 家庭・地域・職場・学校など様々な場において、幅広い世代が男女共同参画に関する認識や理解をさらに深めるため、広報・啓発活動を展開するとともに、セミナーや出前講座の開催等、学習・研修機会の充実を図ります。

(3) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

- 男女共同参画に関する国や他県での施策の実施状況について情報を収集するとともに、本県の男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させるため、定期的・継続的に調査を行います。
- 地域における男女共同参画に関する取組みの推進を支援するため、男女共同参画に関するデータや事例等の情報を随時収集し、広く提供します。

施策の方向3 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進

(1) 「共働き・共育て」等の実現に向けた取組みの推進

- 誰もがライフィベントとキャリア形成を両立できるよう、男性の家事・育児等への主体的な参画につながる取組みを含め、家庭における男女共同参画を促進します。
- 共働き・共育ての実現に向けた機運醸成のため、家庭・地域における意識改革を促す取組みを推進します。

(2) 多様な選択を可能とする子育て・介護支援対策の充実

- 子育ての不安感と負担感を解消するため、妊娠期から子育て期に至る切れ目ない支援を推進するとともに、子育て家庭に対する仕事と家庭の両立支援のための子育て支援や経済的支援及び相談支援の充実を図ります。
- 働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加する中、介護を理由に離職することなく仕事と介護の両立が可能となるよう、介護が必要な人とその家族を支援する体制整備を促進し、介護を担う労働者に対する支援制度の充実と制度の周知啓発を行います。

(3) 暮らしやすい地域づくりに向けた多様な人材の参画促進

- 地域で男女共同参画を推進する団体や女性リーダーのネットワーク化を促進するとともに、ボランティアやN P O等多様な主体と連携し、地域活性化や地域課題を解決する活動を推進します。
- 自治会・町内会、P T A活動への女性の参画や役職就任が進むよう、各団体に働きかけ、リーダー層の意識改革を図るとともに、出前講座の実施などにより地域における男女共同参画の普及啓発を促進します。

基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり

- 仕事と生活の調和が図られ、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮し、充実した職業生活・社会生活・家庭生活を送ることができる社会の実現のためには、あらゆる分野に男女共同参画や女性活躍の視点を取り入れ、男女がともに参画することが必要です。
- これまでの取組みにより、審議会委員に占める女性の割合や男性の育児休業取得率など、進展が見られる分野がある一方で、政治・経済分野における政策・方針決定過程への女性参画など、進展に遅れが見られる分野もあります。指導的地位への女性参画は、多様性が尊重される社会の実現に不可欠であることはもとより、経済社会におけるイノベーションにもつながります。女性が積極的に管理職等にチャレンジできる環境づくりや人材育成を進めるとともに、リーダー層と女性双方の意識改革が求められます。
- さらに、近年の価値観の多様化やテクノロジーの進展等を踏まえ、これまで女性の進出が少なかった農林水産業や科学技術分野等への就業促進に向けた環境整備や、女性が取り組む地域課題の解決を目指した起業への支援など、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現に向けた取組みが必要です。
- 働くことを希望する全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現し、かつ、心身の健康を保持しながら就業継続できるよう、ライフステージに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図り、あらゆる分野において一人一人が希望に応じた働き方で活躍できる環境づくりを促進します。

施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

(1) 管理職・役員等への女性の登用促進

- 事業者・各種団体等における、リーダー層の意識改革と女性管理職・役員等の登用に向けた環境整備を促します。
- 民間企業の女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める一般事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進するとともに、義務化されていない企業等に対しても計画策定について働きかけます。
- 県機関をはじめとした公的機関の女性職員の登用について、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った積極的な取組みを促進します。

(2) 政治分野における女性の参画促進

- 地方議会の議員及び地方公共団体の長など、政治に参画しようとする女性を増やしていくため、女性リーダーの人材育成や女性が参画しやすい環境整備に向けた取組事例の周知や意識醸成を図ります。

(3) 審議会等委員への女性の参画促進

- 県の各種審議会等における、女性委員の積極的な登用を進めるとともに、市町村に対して、各種委員の女性の参画拡大を進めるよう働きかけます。

(4) 女性の意識改革や人材の育成、キャリア形成支援、ネットワークの形成促進

- 各種講座の開催や交流の場の提供を通して、女性の意識改革を図ります。
- 女性が育児・介護等と仕事を両立しながら、キャリア形成の機会を得られるよう企業の取組みを促進します。
- 県・市町村・男女共同参画センター等が連携し、女性リーダーの育成とネットワーク形成を推進します。

施策の方向5 働く場における男女共同参画の推進

(1) 女性の活躍を実現する職場風土の醸成

- 柔軟な働き方の導入や長時間労働の見直し、DXによる働き方改革等を促進し、性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりを進めるため、事業主・労働者双方の意識改革を強化します。
- 企業等のあらゆる事業活動に女性が参画できるよう、企業等における女性を対象とした人材育成の取組みを促進します。

(2) 待遇改善や賃金向上による男女間格差の是正

- 雇用の場における男女の均等な機会や待遇の確保、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善により男女間賃金格差の是正を図り、女性の所得向上及び経済的自立を促進します。

(3) 柔軟で多様な働き方の導入の促進

- 働くことを希望する人が、ライフステージに応じてワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、育児・介護休業や短時間勤務、短時間正社員、フレックスタイム制、テレワークなど柔軟な働き方を普及・促進します。

- 家事・育児への参画意欲が高い若い世代の男性が増えていることから、希望に応じて柔軟に働くことができる職場環境の整備は、労働者の意欲向上や人材確保にも有効であることを広く周知するとともに、企業経営者等への啓発を行います。
- 誰もが、希望するライフスタイルや人生設計を実現できるよう、雇用による働き方や副業等、多様な働き方を促進します。

(4) 女性の就業支援やスキル・キャリアアップの支援の充実

- 出産・育児や看護・介護等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、一人一人のニーズに応じた支援を強化します。
- 職業訓練等による就業に向けたスキルアップやリ・スクリーニング等の機会の提供により就業者のキャリアアップを支援します。

(5) 仕事と健康課題の両立の支援

- 健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ就業継続していくよう、柔軟な働き方の導入等職場における健康課題への取組みを促進します。
- 男女それぞれの健康課題に関する研修・啓発や相談支援等、仕事と健康の両立のための取組みを推進します。

(6) ハラスメント防止対策の促進

- 企業及び労働者がハラスメント防止のための自らの責務を認識するとともに、職場や就業活動等におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等が行われない職場づくりを促進します。

施策の方向 6 様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 農林水産業等における女性の参画拡大

- 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の形成に向け、地域の農林水産業に女性の声を反映させられるよう、農業委員や農業協同組合の役員登用を促進します。
- 女性の経営参画を推進するとともに、女性の視点・発想による6次産業化等の取組みや起業を支援します。

(2) 科学技術・学術分野等における女性の参画拡大

- 科学技術・学術分野において、女性研究者や技術者がその能力を十分に発揮できるよう、職場環境の整備を推進するとともに、女性の理工系への進路選択やデジタル人材の育成を促進します。
- 医療分野において、女性医師をはじめとした医療従事者が働き続け、能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 建設業や運輸業等、女性が少ない業種・職種において、多様な人材が働きやすい環境整備を進め、女性の就業及び定着を促進します。
- 気候変動等の環境分野において、環境問題が男女に与える影響やニーズの違いを考慮するなど多様な視点が確保されるよう、幅広い世代に対し環境問題への意識醸成を図ります。

(3) 女性の起業に対する支援

- 女性が取り組む地域課題の解決や地域資源の活用等につながる起業を支援し、地域経済の活性化を図ります。

基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり

- 暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、安全で安心な暮らしを妨げる要因となっており、その根絶に向け、社会全体で男女間の格差是正や人権尊重の意識向上に取り組む必要があります。誰もが暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう、教育啓発を進めるとともに、被害者が声を上げやすくなるように、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があります。さらに、困難な問題を抱える女性に対しては、女性の福祉の増進を図るため、多様な支援を包括的に提供する必要があります。
- 性の多様性に関する認知度は向上しているものの、高齢層の認知度が低い状況となっています。多様な性的指向及び性自認への理解促進を進めるとともに、困難を抱える性的マイノリティ当事者等へのきめ細かな支援が必要です。
- 地方防災会議における女性委員の割合は、県全体で全国平均を大きく下回っています。災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が不可欠であることから、防災分野への女性の参画拡大に向けた人材育成を強化していく必要があります。
- 誰もがその個性や能力を十分に発揮できるよう、個人の人権が尊重され、安全かつ安心に暮らせる社会づくりを促進します。

施策の方向 7 あらゆる暴力の根絶

(1) DV等暴力防止の普及啓発の推進

- 様々な広報媒体を活用し、学童期から大人に至るまでのあらゆる年代での教育啓発を行い、あらゆるジェンダーに基づく暴力を容認しない社会や環境づくりを推進します。

(2) DV等被害者の相談環境・保護体制・自立支援の充実

- 家庭における暴力の被害者は潜在化・深刻化しやすいことから、安心して早期に相談窓口を利用し様々な支援に係る情報を得ることができるよう、相談機関の周知を強化します。
- 性別や国籍等を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じ、被害者のニーズに沿った切れ目のない支援の充実を図ります。

(3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進

- 性犯罪・性暴力の被害は、加害者との関係から被害を訴えにくい場合があることから、各関係機関が連携した相談体制の整備を進めることにより被害者支援の更なる充実を図ります。
- ストーカー事案においては、事態が急展開し重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等の安全確保を最優先とした体制整備を構築します。

施策の方向8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重

(1) 困難な問題を抱える女性等への支援の充実

- 困難な問題を抱える女性等が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、本人の立場に寄り添って、一人一人のニーズに応じて必要な支援を受けることができるよう、関係機関が連携・協働して包括的な支援を実施します。
- 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人が、安心して暮らすことができるよう相談体制の充実等、自立に向けた支援を行います。
- 県内で生活する外国人が地域社会で安心して暮らすことができるよう、生活や就労等に関する相談や情報提供に多言語で対応可能な窓口の運営など、環境づくりに取り組みます。

(2) ひとり親家庭への相談体制と生活・就労支援の充実

- 子育て中のひとり親家庭の方々が、安心して暮らすことができるよう相談体制等の充実を図ります。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援、子どもの学習支援など、きめ細かな支援を展開します。

(3) 性の多様性に対する理解促進や困難な状況にある人への支援

- 多様な性的指向・性自認への一層の理解促進を図るため、人権を尊重する意識を醸成する教育・学習を推進するとともに、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- 当事者やその関係者に対する相談体制等の充実を図ります。

施策の方向9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

(1) 防災分野における意思決定過程への女性の参画拡大

- 地域の防災力を高め、安全・安心な地域づくりを進めるため、地方防災会議の委員や自治会長等への女性参画を促進します。

(2) 男女共同参画の視点に立った防災の取組強化

- 男性と女性のニーズの違いなどに十分配慮された男女共同参画の視点による防災に向けた取組みを強化するため、女性防災人材の育成を進め、地域防災活動や災害時の避難所運営等に女性の参画を促します。

施策の方向10 生涯を通じた健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った知識の普及や保健医療対策の充実

- 誰もが性や生殖について、自己決定権を持ち、自らの尊厳と健康を守れるよう正しい知識の普及啓発・教育を行います。
- 妊娠・出産等を希望する人が、安心してこどもを産み育てられる環境の整備や相談体制を強化します。

(2) ライフステージに応じた健康の保持増進

- ライフステージごとに特有の健康課題を理解し、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や健康相談の実施等により、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。